

第 3 節

産業の振興を図り、活力と にぎわいのあるまちづくり



第1項

県南地域の拠点として中心市街地の整備

現状と課題

- 社会経済の変化やモータリゼーション¹の進展、少子高齢化など都市をめぐる状況は急速に変化しています。このような状況の中、本市の中心である土浦駅周辺地区については、県南地区の中核都市としての拠点性の維持・向上とまちの魅力づくりが求められています。
- まちづくり三法の改正により、郊外型大規模集客施設の立地が制限される中、中心市街地への都市機能の集積による効率的な都市づくりが求められています。
- 中心市街地は、大型店跡やホテル跡に民間開発の動きが出てきていますが、まだまだ低・未利用地が多く、居住人口も減少傾向にあり、その活性化が求められています。駅前東口周辺では、民間によるマンションやホテルの建設整備が進んでいます。
- 土浦駅前北地区は、図書館をメインとした公益施設及び住宅を核とした「土浦駅前北地区 第一種市街地再開発事業」に着手し、平成22年度の事業完成を目指しています。
- 大和町北地区は、平成13年度に土浦駅前西口周辺地区市街地総合再生基本計画を策定、平成14年9月には土浦駅前西口周辺地区市街地総合再生計画(約9ha)について国土交通大臣の承認を受けました。
- 土浦駅東口地区は、平成16年1月土浦駅東口周辺地区市街地総合再生計画(約16ha)について国土交通大臣の承認を受け、平成16年3月には、土浦駅東口周辺第1地区市街地再開発事業基本計画を策定しました。
- 中心市街地の活性化を目的として運行するまちづくり活性化バス「キララちゃん」は、土浦市中心市街地活性化基本計画に基づき、市民・事業者・行政が連携し平成17年3月から試験運行を行い、市民の好評を得て平成19年4月から本格運行しています。

■活性化バスの利用状況

(単位：人)

年度	項目	年間利用者数	1日当たり利用者数	1便当たり利用者数
17		111,474	305.4	7.6
18		125,921	345.0	8.6

資料：商工観光課

¹モータリゼーション 自動車の急激な社会における普及のこと。

県南地域の拠点として
中心市街地の整備

- 1 土浦駅北地区の整備
- 2 大和町北地区の整備
- 3 まちなか居住の促進
- 4 土浦駅東口地区の整備
- 5 中心市街地活性化施策の推進
- 6 まちづくり活性化バス運行事業の促進

施策の内容

1 土浦駅前北地区の整備

土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業(図書館・美術品展示室・情報センター・出張所の公益施設及び住宅を核とした再開発事業)を推進し、事業の完成を目指します。

また、再開発事業に併せた駅前東崎線の拡幅整備及び土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業による、既存ペDESTリアンデッキ¹との連絡により、歩行者の安全性、利便性の向上を図ります。

2 大和町北地区の整備

土浦駅前北地区の進捗状況を見極めながら、有効な土地利用を図るため、土地利用構想、事業化の検討、さらには事業支援等民間活力の導入を図ります。

3 まちなか居住の促進

中心市街地の低・未利用地については、土地・建物の共同化などの民間による再開発事業や優良建築物整備事業等を誘導・支援することで、土地の有効利用とまちなか居住を促進します。

4 土浦駅東口地区の整備

土浦駅東口地区については、土浦東口周辺地区市街地総合再生計画に基づき、民間開発の誘導、支援を行うとともに都市機能再生を図ります。

また、霞ヶ浦と中心市街地との回遊性に配慮しつつ、市民や来街者が集い、水辺に親しむことのできる憩いや余暇空間としての土地利用を誘導します。

5 中心市街地活性化施策の推進

商業者、関係団体、関係機関が協働し、連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画に基づき、魅力ある商店・商店街づくり事業、空き店舗対策・創業支援事業、まちづくり機関への支援事業などを推進します。

6 まちづくり活性化バス運行事業の促進

まちづくり活性化バスの運行や利用促進等の支援を行います。

¹ペDESTリアンデッキ 高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路(または広場)のこと。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
中心市街地の居住人口	6,237人	6,860人	個別	○	◎	◎

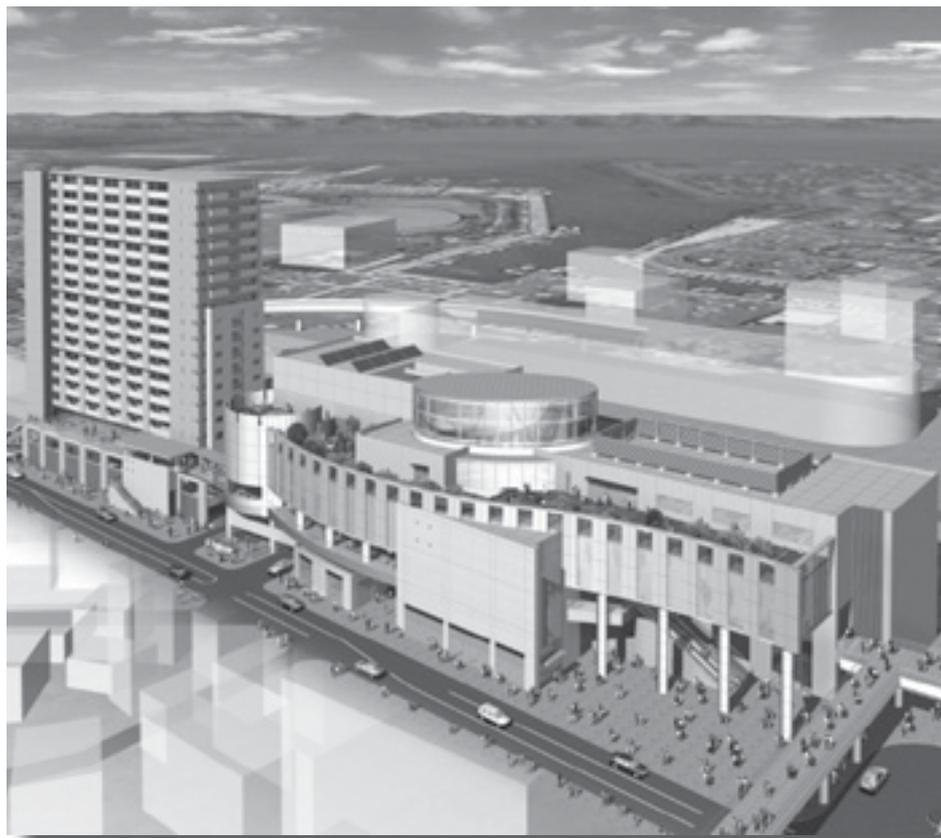
【考え方】中心市街地の整備成果を表す指標です。現在のまちなか居住人口の1割増加を目標とします。

主要事業

事業名	事業の概要
土浦駅北地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅北地区第一種市街地再開発事業 ・土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 ・駅前東崎線整備事業
大和町北地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅西口周辺地区市街地総合再生事業（大和町北地区）
中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画に基づく施策の実施

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課 ○都市計画課 ○土浦駅北開発事務所



土浦駅北地区第一種市街地再開発事業(完成予想図)

第2項

地域の特性を生かした市街地の整備

現状と課題

- 本市の市街化区域は、土地区画整理事業や工業団地の整備などにより秩序ある良好な市街地の形成を推進してきました。
しかし、これらの区域内では、住宅、産業の定着があまり進んでいない地区も見られ、市街地の活力向上のためには定着促進の施策が必要です。
- 市街化区域内の集団的な低・未利用地については、計画的な市街化が図られるよう適正な土地利用の誘導が必要です。
- 南の拠点である荒川沖駅周辺地区は、平成7年度に市街地総合再生計画を策定し、都市基盤の整備を推進しています。
また、北の拠点である神立駅周辺地区は、平成13年度に神立駅地区街区整備計画を策定し、土地区画整理事業等によるまちづくりを推進しています。
- 常磐自動車道インターチェンジ周辺地区は、地域の特性を生かした民間開発が期待されます。
- 穴塚大池周辺地区の一部は、自然環境に配慮しながら、筑波研究学園都市に隣接する地理的条件や交通条件を生かした機能を配置することが課題です。

■土地区画整理事業の地区別概要(施行済)

(平成19年4月1日現在)

地区名	施行者	施行面積(ha)	施行年度
1 神立第1	県知事	168.0(内土浦市127.2)	昭和39～昭和44
2 神立第2	県知事	29.6	昭和42～昭和45
3 乙戸	組合	58.0	昭和45～昭和53
4 神林	組合	27.2	昭和48～昭和57
5 虫掛	組合	33.1	昭和49～昭和56
6 木田余	組合	70.8	昭和59～
7 桜ヶ丘	組合	4.1	昭和59～昭和63
8 中村西根	土浦市	38.7	昭和60～平成2
9 田村・沖宿	組合	99.6	平成元～平成11
10 瀧田	組合	20.7	平成7～平成11

資料：都市計画課

■市街地再開発事業の地区別概要

(平成19年4月1日現在)

事業名	施行者	施行面積(ha)	施行年度
1 土浦駅前地区市街地再開発事業	組合	2.1	昭和63～平成10
2 荒川沖駅西口第1-A地区市街地再開発事業	組合	0.36	平成9～平成17
3 土浦駅前北地区市街地再開発事業	土浦市	1.0	平成18～平成21

資料：都市計画課

地域の特性を生かした市街地の整備

- 1 荒川沖駅周辺地区の整備
- 2 神立駅周辺地区の整備
- 3 インターチェンジ周辺地区の整備
- 4 穴塚大池周辺地区の整備

施策の内容

1 荒川沖駅周辺地区の整備

西口については、第1-A地区市街地再開発事業に続く事業化の検討を行うとともに、東口についても、街区整備構想等の策定を行い、整備促進を図ります。

2 神立駅周辺地区の整備

かすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業による駅前広場・道路等の都市基盤の整備及び橋上駅・東西自由通路の整備を図ります。

3 インターチェンジ周辺地区の整備

常磐自動車道土浦北インターチェンジ及び桜土浦インターチェンジ周辺地区については、立地条件を生かして、民間開発等の誘導により、流通・業務等の土地利用を図ります。

4 穴塚大池周辺地区の整備

上高津貝塚ふるさと歴史の広場との連携に配慮しつつ、中心市街地と筑波研究学園地区との中間に位置する地理的優位性、土浦駅学園線に近接するなどの交通条件を生かして、道路等都市基盤の整備と市街地の整備を図ります。

主要事業

事業名	事業の概要
神立駅周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・神立駅西口地区土地区画整理事業 ・神立駅橋上駅舎・自由通路整備事業 ・神立停車場線整備事業

施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○公園街路課



荒川沖駅

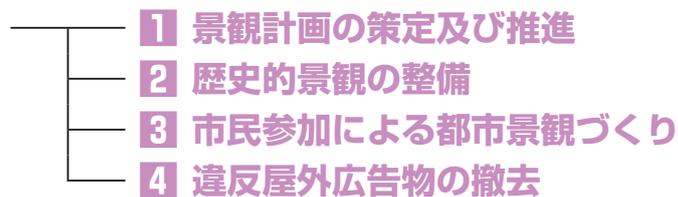
第3項 景観の向上

現状と課題

- 霞ヶ浦から筑波山麓に至る豊かな自然景観と土浦城址周辺の歴史的景観は本市固有の財産です。まちの魅力を高めるためには、このような自然景観と歴史景観の保全と再生に努めるとともに、まちづくりに生かすことが必要です。
- 景観法の全面施行により、地方公共団体による景観行政の推進が期待されています。
- 地域住民の景観に対する意識の高揚を図るとともに、連続性のある町並み景観の形成のために建物等の修景に対する支援を行うなど、景観形成に向けた取組が課題となっています。
- 商店街ににぎわいを取り戻すための取組の一環として景観づくりが求められています。
- 不適正な屋外広告物は、まちの景観を損なうものであり、それぞれの街区・地区に調和した屋外広告物が掲出されるよう適切な規制誘導が求められています。

施策の体系

景観の向上



施策の内容

- 1 景観計画の策定及び推進**

景観法に基づく景観計画を策定し、都市景観や自然・歴史景観形成の推進を図ります。
- 2 歴史的景観の整備**

旧水戸街道沿いの歴史的景観資源等を活用するため、町並み景観の保全と再生を図るとともに歴史の小径整備や電線地中化工事などを進め、景観整備による地域の活性化を図ります。
- 3 市民参加による都市景観づくり**

都市景観の向上のためには、市民の協力が不可欠であり、ワークショップ¹等の開催を通じて市民と行政が一体となった景観づくりを進めます。
- 4 違反屋外広告物の撤去**

屋外広告物の掲出については、景観に配慮するよう適正な規制誘導を行うとともに、街なかや幹線道路沿いのはり紙等の違反屋外広告物については、民間ボランティアとの連携により撤去するなど迅速に対応します。

¹ワークショップ 問題解決や合意形成、トレーニングの手法のこと。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
景観行政への満足度	11.9%	16.9%	個別	◎	◎	◎
【考え方】都市景観の保全への取組成果を表す指標です。各種事業の推進により、5%の満足度の引き上げを目標とします。						
違反屋外広告物ボランティアの加入団体数	15 団体	20 団体	個別	◎	◎	◎
【考え方】都市景観の保全に対する地域ぐるみでの取組状況を表す指標です。まちの美観に対する市民の意識の高揚を図ることにより、約30%の増加を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
景観形成の推進	・都市景観整備事業
歴史的景観の整備	・歴史の小径整備事業

施策を推進する主な所管部署

○都市計画課 ○公園街路課



歴史の小径



桜川と筑波山

第4項

安全な食料を供給する農林水産業の振興

現状と課題

- 食の安全や農業者の高齢化、農産物の価格低迷などにより、我が国の食料、農業、農村を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 本市の農業は、地域の特性を生かし、水稲、れんこん、果樹、野菜を主体としてきましたが、農家数1,773戸、経営耕地面積3,561haに減少する中、農業産出額は100億円弱の横ばい傾向にあります。
- 農業の担い手不足が懸念される中、農業の持続的な発展のため、企業的経営感覚を備えた経営体や営農集団が農業生産の中核を担う仕組みの確立が求められています。
- 首都圏に位置する有利な立地条件を生かし、野菜・果樹などとのバランスをとりながら、収益性の高い農業生産構造を築く必要があります。
- 農業・農村の健全な発展のため、農業の中核を担う経営体の育成や高生産性農業を支える農業基盤の整備、農村の生活環境の整備を進めることが課題となっています。
- 農地及び農業用水等の保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきている一方で、環境保全を重視する国民全体の価値観の変化に対応するため、農業生産基盤の整備においては生態系に配慮し、環境保全を重視した方策が求められています。
- 消費者の農産物の安心・安全に対する関心が高まっており、地産地消や食育の取組を一層推進する必要があります。
- 霞ヶ浦を活用した水産業や筑波山麓を活用した林業については、地域性を生かした生産の向上と適正な資源の維持・管理が求められています。

■農家数・経営耕地面積・農業産出額の推移

区分		年			
		14	15	16	17
農家数(戸)	専業農家	393	393	422	422
	第1種兼業農家	398	398	380	380
	第2種兼業農家	1,502	1,502	971	971
	総数	2,293	2,293	1,773	1,773
経営耕地面積(ha)	田	2,058	2,025	2,010	2,000
	畑	1,270	1,251	1,227	1,225
	樹園地	342	330	324	322
	総数	3,670	3,606	3,561	3,547
	1戸あたり面積	1.60	1.57	2.01	2.00
農業産出額(千万円)		878	889	968	956

資料：茨城農林水産統計年報

■作物別作付面積・収穫量の推移

区分		年	14	15	16	17
野菜・果実	れんこん	面積 (ha)	496	496	496	495
		収穫量 (t)	9,660	8,430	9,670	9,400
	梨	面積 (ha)	87	83	82	82
		収穫量 (t)	1,937	1,761	1,928	2,016
	ねぎ	面積 (ha)	61	63	63	63
		収穫量 (t)	1,265	1,448	1,323	1,388
花き	グラジオラス	面積 (ha)	20.6	21.0	21.1	—
		出荷量 (千本)	4,825	4,000	5,010	—
	アルストロメリア	面積 (ha)	4.6	4.7	4.8	—
		出荷量 (千本)	4,000	4,000	4,000	—
	柳類	面積 (ha)	44.2	43.9	43.6	—
		出荷量 (千本)	5,365	5,240	5,120	—

資料：茨城農林水産統計年報、茨城の園芸

■公設地方卸売市場の取扱状況

年度	区分	青果 (t)	魚類 (t)	花き (千本)
13		43,782	10,515	10,181
14		40,942	10,635	11,867
15		36,991	9,717	12,190
16		35,582	8,952	12,395
17		35,550	7,662	12,558
18		29,804	6,477	12,359

資料：公設地方卸売市場

施策の体系

安全な食料を供給する 農林水産業の振興

- 1 優良農用地の保全と有効活用
- 2 生産基盤の整備
- 3 農業経営体の育成
- 4 特産物の生産振興
- 5 消費者ニーズに対応した生産流通体制の整備
- 6 都市と農村の交流
- 7 環境にやさしい農業の推進
- 8 畜産環境の整備
- 9 豊かな森林の育成
- 10 漁業資源の確保及び水産加工業の振興
- 11 農業公社の機能と役割
- 12 公設地方卸売市場の充実

1 優良農地の保全と有効利用

農地は国土の保全や美しい景観の提供など多面的な機能を有することから、優良農地の積極的な保全に努めるほか、農地の利用集積による担い手農家等の規模拡大を図るなど農地の有効活用を推進します。

2 生産基盤の整備

手野地区の圃場整備をはじめとした農業基盤整備や地域農業を支える農道や用排水路の整備を進め、認定農業者へ農地を集積しながら、生産性の向上を図ります。

3 農業経営体の育成

認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成を図るなど農業経営への支援を行うとともに、流通体制の整備、関係機関の連携強化等によって、時代の消費志向に適応した生産性の高い都市近郊型農業の振興を図ります。

4 特産物の生産振興

立地環境や生産環境などの恵まれた環境を生かして地域間競争に強い産地づくりを促進し、れんこん、花き、果樹、そばなどの特産物の生産振興を図るとともに、関係団体との連携による特産物の消費拡大や付加価値を付けた農産物加工品の開発、地域ブランド化¹を推進します。

5 消費者ニーズに対応した生産流通体制の整備

食の安心・安全志向の高まりや消費者から信頼される産地づくりに対応するため、生産履歴管理の徹底や農薬の適正使用を推進するとともに、消費者ニーズに対応した農産物の生産促進を図り、農産物の流通販売の充実に努めます。

また、学校給食への地元農産物の利用や生産者と消費者の交流事業を進め、地産地消の拡大に努めます。

6 都市と農村の交流

首都圏近郊の立地を生かして、市民農園・農業体験を通じた交流の場の整備充実を図るとともに、産業祭や産地直売所を通しての地元農産物のPR活動を行い、農村の活性化を推進します。

また、団塊世代の受け皿として、観光と連携したグリーンツーリズム²志向を取り入れた都市と農村の交流促進を図ります。

7 環境にやさしい農業の推進

たい肥等を有効活用した土づくりを促進し、減農薬・減化学肥料による環境保全型農業を推進するとともに、農業用廃ビニール等のリサイクルの普及啓発に努めます。

8 畜産環境の整備

家畜の適正なふん尿処理による堆肥化を促進し、耕種農家との連携による農地還元を図り、施設の近代化や防疫体制の充実強化に努めます。

¹地域ブランド 「地域発の商品・サービスのブランド化」と「地域イメージのブランド化」を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

²グリーンツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

9 豊かな森林の育成

水源涵養や森林浴などの機能を有する森林を保全するため、造林の促進など林業の振興を図ります。

また、平地林の保全を図るため、下草刈りや間伐など所有者による適切な森林管理の促進に努めます。

10 漁業資源の確保及び水産加工業の振興

在来の霞ヶ浦に生息するわかさぎ、えび、うなぎ等の増殖を図るための放流事業などにより資源の確保に努めるとともに、関係団体と一体となった外来魚の駆除事業を展開します。

また、優良水産加工品の奨励と消費拡大を進め、水産加工業の振興に努めます。

11 農業公社の機能と役割

地域農業の実情を踏まえた農業公社の見直しを進め、市・農業協同組合などとの機能や役割分担を整理し、今後の地域農業を推進する体制整備に努めます。

12 公設地方卸売市場の充実

農水産物流通の拠点である公設地方卸売市場のより一層の効率化に向けた検討を図り、時代に対応した流通拠点の形成を推進します。

また、市場まつり等の多様なイベントを通じて消費者との交流を図り、市場の活性化に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
認定農業者数	169人	200人	個別	○	○	○
【考え方】 高度な農業経営体の育成状況を表す指標です。より高度な農業基盤を確立するため、2割程度の増加を目標とします。						
農業生産法人化数	3件	8件	個別	○	○	○
【考え方】 高度な農業経営体の育成状況を表す指標です。生産組織や認定農業者などの中から、規模拡大や経営の効率化等を進め、現状の倍以上の法人数を目標とします。						
銘柄産地指定品目数	2品目	5品目	個別	○	○	○
【考え方】 農産品のブランド化による販売力向上への取組状況を表す指標です。現在のれんこん、グラジオラスのほか新たに3品目を加え、合わせて5品目とすることを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
農業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営ほ場整備事業（手野地区） ・ 県営畑地帯総合整備事業（坂田地区） ・ 農道・かんがい排水事業 ・ 村づくり総合整備事業（新治地区）
特産物の生産振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の推進 ・ 消費拡大事業
グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の整備 ・ 都市と農村の交流事業

施策を推進する主な所管部署

○農林水産課 ○耕地課 ○公設地方卸売市場 ○農業公社

第5項

消費者ニーズに対応した商業の振興

現状と課題

- 本市の商業については、平成16年6月1日現在店舗数が2,061店、従業員数15,737人、年間販売額は5,530億円に達しておりますが、商店数、従業員数、販売額とも減少傾向にあります。
- モータリゼーション¹の進展、市街地周辺部への大型店の進出等により、中心市街地における定住人口の減少及び商業機能の衰退など空洞化が進んでおり、商店街の再開発事業や空き店舗対策による活性化の取組が急務です。
- 長引く不況の影響で、市内の中小企業者の経営は厳しい状況にあり、融資制度の情報提供と円滑な資金調達の支援を行う必要があります。
- 商業振興のため、商工団体との連携を更に強化していく必要があります。

■店舗数等の推移

(各年6月1日現在)

年	区分	卸売業			小売業			
		店舗数(店)	従業員数(人)	年間販売額(万円)	店舗数(店)	売場面積(m ²)	従業員数(人)	年間販売額(万円)
9		580	5,838	48,170,655	1,711	212,040	10,767	24,570,290
11		659	6,569	48,007,068	1,704	218,145	11,952	23,118,904
14		567	5,206	35,703,939	1,560	202,730	11,523	19,329,077
16		563	4,995	36,285,323	1,498	206,563	10,742	19,023,972

資料：商業統計調査

■買物の利用交通機関の状況

(単位：%)

区分	年	6	9	12	15	増減(15-9)
鉄道		0.1	0.3	0.1	0.3	200.0
バス		1.8	1.2	0.8	1.0	△44.4
自家用車		76.3	82.5	84.9	90.5	18.6
バイク・自転車		17.5	13.6	11.6	6.7	△61.7
徒歩		3.6	1.9	2.4	1.4	△61.1

資料：商工観光課

¹モータリゼーション 自動車の急激な社会における普及のこと。

消費者ニーズに対応した

- 1 商店街活性化の推進
- 2 経営の安定
- 3 起業促進
- 4 融資制度の充実
- 5 食のまちづくりの推進
- 6 まちづくり機関の充実
- 7 商業体験学習の推進

施策の内容

1 商店街活性化の推進

多様化する消費者ニーズに対応するため、商工会議所など関係機関との連携を図り、各商店街組織の機能強化やイベント・案内看板などの取組を促進するとともに、地域に密着したうるおいのある商業空間の形成に努めながら、地域の特性や魅力を生かした個性ある商店街づくりを進めます。

中心市街地活性化については、アドバイザー派遣による総合的な商店街の賑い創出事業などを支援します。

2 経営の安定化

商工会議所を主体とした経営指導や講習会を充実させ、顧客の視点に立った商業・サービス業の確立を支援します。

また、商店街リーダーや後継者による実践的な研究活動や経営改善の指導など商店街を担う人材の育成強化に努めます。

3 起業促進

空き店舗を活用したSOHOつちうらやチャレンジショップ事業、起業家セミナーなどを推進し、新規起業者の支援と商店街への多様な業種・業態の導入を図ります。

4 融資制度の充実

経営の安定を図るための融資制度に関する情報提供と円滑な資金調達の支援を行います。

5 食のまちづくりの推進

市民や商業者・関係団体の連携によるオリジナルカレーや名物創作料理などを生かし、カレーフェスティバル等の開催を通して、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、本市の食の歴史や資源を生かした食のまちづくりを推進します。

6 まちづくり機関の充実

中心市街地活性化の取組を横断的・総合的に企画調整するまちづくり機関を支援します。

7 商業体験学習の推進

市・学校・商店会・商業関係団体が連携し、小中学生を対象にキッズマートの開催及び異世代間交流を通じて起業家精神、チャレンジ精神の醸成を図ります。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
商店数	2,061 店	現状維持	個別	◎	◎	○
【考え方】 商業の振興への取組成果を表す指標です。周辺地域における商業施設の整備等による地域間競争の激化等を踏まえ、現状維持を目標とします。						
年間販売額	5,530 億円	5,800 億円	個別	◎	◎	○
【考え方】 商業の振興への取組成果を表す指標です。茨城県の年間経済成長率（見込み；2%）の1/2にあたる1%を5年間見込んだ額（5%増）を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
商店街活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり機関の管理・運営の支援 ・活性化バスの運行支援 ・ジャズフェスティバル開催の支援
起業促進	<ul style="list-style-type: none"> ・SOHOの運営 ・チャレンジショップ事業の支援
食のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・カレーフェスティバルの開催 ・名物料理等の創作

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



まちづくり活性化バス



カレーフェスティバル



SOHO つちうら

第6項

創造性と技術力のある工業の振興と企業誘致

現状と課題

- 本市には、3つの工業団地が立地し、県内でも有数の工業集積を誇るものの、景気低迷の影響から、近年に造成した工業団地への企業誘致の促進が課題となっています。
- 本市の工業の状況については、平成17年12月末現在、183事業所、従業員数12,575人、製造品出荷額は6,119億円となっており、近年増加傾向にあり、周辺都市を大きく上回っています。
- 本市の事業所の多くは、中小企業が占めており、既存産業の活性化及び新産業の創出を図るため、地元・地場企業と誘致企業間のネットワークづくりが必要です。
- 企業の経営判断において、立地構想から操業開始までが短期化傾向にあり、そのスピードと質的变化に対処できる体制づくりが課題となっています。
- 地域の活性化と持続的な地域経済の発展を促進するため、産学官の相互連携が求められています。
- 活力ある工業の振興を図るためには、企業の中核を担う人材を育成するとともに、新たなビジネスや高度な技術開発に向けた取組に対して支援する必要があります。

■工業の推移

(各年12月31日現在)

年	区分	事業所数		従業者数(人)		製造品出荷額等(百万円)	
		実数	指数(H13=100)	実数	指数(H13=100)	実数	指数(H13=100)
13		213	100.0	11,585	100.0	518,051	100.0
14		195	91.5	10,917	94.2	489,125	94.4
15		196	92.0	10,622	91.7	522,654	100.9
16		180	84.5	11,911	102.8	606,315	117.0
17		183	85.9	12,575	108.5	611,919	118.1

資料：工業統計調査

■茨城県工業との比較

(各年12月31日現在)

年	区分	1事業所当たり従業者数(人)		1事業所当たり製造品出荷額等(百万円)		1従業者当たり製造品出荷額等(百万円)	
		土浦市	茨城県	土浦市	茨城県	土浦市	茨城県
13		54.4	36.3	2,432	1,336	44.7	36.8
14		56.0	37.1	2,508	1,398	44.8	37.7
15		54.2	36.4	2,667	1,390	49.2	38.2
16		66.2	39.3	3,368	1,534	50.9	39.1
17		68.7	38.9	3,344	1,568	48.7	40.4

資料：工業統計調査

■従業者規模別事業所数の推移

(各年12月31日現在)

区分	年	13		14		15		16		17	
		実数	構成比(%)								
総数		213	100.0	195	100.0	196	100.0	180	100.0	183	100.0
内訳	～29人	170	79.8	152	77.9	154	78.6	136	75.6	140	76.5
	30人～	43	20.2	43	22.1	42	21.4	44	24.4	43	23.5

資料：工業統計調査

■工業団地の状況

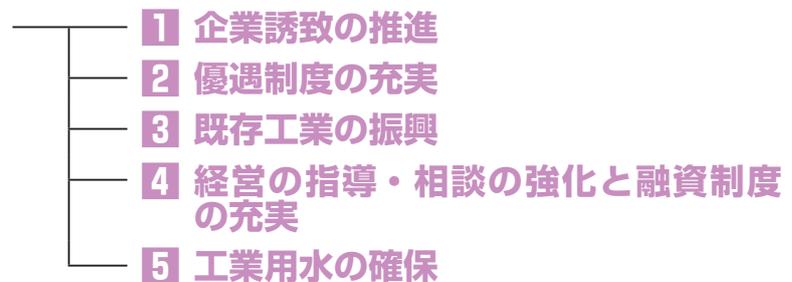
(平成19年4月1日現在)

区分	名称	土浦・千代田工業団地	テクノパーク土浦北	東筑波新治工業団地
所在地		東中貫町 他	紫ヶ丘	沢辺 他
面積 (ha)		168.0 (市内 127.2)	41.7	35.3
工場立地面積 (ha)		137.5 (市内 87.5)	34.4	24.4
立地企業		43 (市内 25)	8	8
分譲面積 (ha)		—	9.7	11.5

資料：商工観光課

施策の体系

創造性と技術力のある
工業の振興と企業誘致



施策の内容

1 企業誘致の推進

企業懇談会による情報収集や関係機関との連携などによって、企業誘致を積極的に展開し工業団地を中心とした製造・物流・研究開発など多様な業種の立地を促進します。

2 優遇制度の充実

企業誘致を促進するため、茨城県及び市独自の優遇制度を積極的にPRしていきます。

3 既存工業の振興

経営体質の改善や近代化、生産設備の整備促進を図るとともに、住工混在地区の解消に努めます。

4 経営の指導・相談の強化と融資制度の充実

企業経営診断や指導・相談体制の強化とともに、各種融資制度の普及・啓発に努めることにより、中小企業の振興を図ります。

5 工業用水の確保

県南広域工業用水道事業及び県西広域工業用水道事業を促進します。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
市内3工業団地内の操業工場数	41社	49社	個別	△	○	◎
【考え方】 企業誘致への取組成果を表す指標です。テクノパーク土浦北及び東筑波新治工業団地内の分譲中区画(8区画)の完売を目標とします。						
製造品出荷額等	6,119億円	6,425億円	個別	△	◎	○
【考え方】 工業の振興への取組成果を表す指標です。茨城県の年間経済成長率(見込み; 2%)の1/2にあたる1%を5年間見込んだ額(5%増)を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
企業誘致の促進	・ 固定資産税相当分の助成

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



テクノパーク土浦北

第7項

自然・歴史的資源を生かした観光の振興

現状と課題

- 全国花火競技大会やキララまつりなどの各種イベントを開催するなど積極的な観光事業を推進しています。
- 上高津貝塚や土浦城址をはじめとした名所・旧跡、霞ヶ浦や筑波山麓などの自然、自然

の恵みである川魚や果樹などの特産物、これらの様々な資源を観光に結びつけ、観光客を増加させていく必要があります。

- 市外からの観光客の誘致を図るため、積極的な情報発信が必要です。

■主な観光イベント一覧

イベント名	開催時期	開催場所	内容
土浦桜まつり	3月下旬 ～ 4月上旬	亀城公園 ウララ広場 川口ショッピングモール まちかど蔵ほか	亀城公園を中心に、特産物の展示・販売、キャラクターショーなどの多彩なイベントを実施、また、乙戸沼公園や桜川、新川等で協賛行事を開催します。
日枝神社流鏝馬祭	4月上旬	日枝神社	近江坂本の日枝、東京赤坂の日枝と並び日本三大山王流鏝馬祭として、約一千年の歴史を誇る古式豊かな祭りです。
土浦さつきまつり	5月下旬 ～ 6月上旬	亀城プラザほか	亀城プラザを会場として、さつきを中心に、腕自慢が丹精込めて育てた盆栽が集まり、華を競います。植木市も開催されます。
土浦祇園まつり	7月下旬	土浦駅前通り等	八坂神社の祭礼で、山車や獅子が市内を練り歩きます。
土浦キララまつり	8月上旬	土浦駅前通り 亀城公園ほか	土浦の夏を彩る市民参加のまつりで、踊りや山車の競演、亀城公園での新郷土民謡など様々なイベントが行われます。
からかさ万灯	8月15日	鷲神社	雨乞いと五穀豊穡を祈願し奉納される仕掛花火。また、国選択・県指定の無形民俗文化財にもなっています。
土浦全国花火競技大会	10月上旬	桜川河畔	全国から選び抜かれた花火師が卓越した技を競い合う日本一の競技大会で、優秀な出品者には内閣総理大臣賞や経済産業大臣賞のほか各賞が授与されます。
土浦薪能	10月上旬	亀城公園	土浦城本丸跡で幽玄、麗美な薪能を開催し、古典芸能の振興を図ります。
土浦菊まつり菊花品評大会	11月上旬	亀城公園	数千鉢の菊花が、秋の亀城公園を飾ります。
観光帆曳船運行	7月下旬 ～ 10月中旬	霞ヶ浦	霞ヶ浦の夏の風物詩として、霞ヶ浦の伝統漁法である帆曳船漁を再現し観光用に運行します。
土浦藩關流古式炮術公開演武大会	11月上旬	亀城公園	土浦城本丸跡を会場に古武道としての關流炮術の演武を披露し、土浦藩が誇った大筒火縄銃による町打ちの文化と伝統を幅広く紹介します。

資料：商工観光課、観光協会

自然・歴史的資源を生かした観光の振興

- 1 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進
- 2 観光基本計画に基づく施策の推進
- 3 魅力ある観光ルートの創設
- 4 観光行事の充実
- 5 受け入れ体制の充実と情報の発信
- 6 観光施設の整備・充実

施策の内容

1 霞ヶ浦・筑波山麓を生かした広域観光の推進

霞ヶ浦の活用については、茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による水質浄化施策の推進と併せて、水上スポーツや水辺を生かしたスポーツ・レジャーの環境整備、観光帆船の運行や湖岸の景観向上に努めるとともに、水上交通の整備を促進します。

2 観光基本計画に基づく施策の推進

観光基本計画に基づき、自然資源や歴史資源を活用した広域周遊ルートの設定やクラインガルテン¹など農業と連携した体験型観光開発を図り、滞在型観光の振興に努めます。

また、各種地域資源を映画・テレビドラマなどの撮影地として活用するフィルムコミッション²を設立し、「土浦」を発信することにより、地域の活性化を図ります。

3 魅力ある観光ルートの創設

つくばエクスプレスや朝日トンネルなどを利用した観光客の誘致を図るため、霞ヶ浦や筑波山麓などの豊かな自然をはじめ、全国に誇れる土浦全国花火競技大会、土浦城址やまちかど蔵、小町の里、伝統的なまつり、観光果樹園、れんこん田の景観や農業体験など、本市の持つ魅力的な観光資源をネットワーク化した観光ルートを創設し、PR活動の強化を図ります。

4 観光行事の充実

土浦全国花火競技大会やキララまつりなどの全市的なイベントの一層の充実と、地域資源を生かした新たな観光イベントを展開します。

5 受け入れ体制の充実と情報の発信

多様化する観光客のニーズに対応するため、観光協会を中心に観光関連業界・団体・市民との連携の強化を図るとともに、受け入れ体制の充実を推進します。

また、観光情報ホームページや観光案内所・パンフレットの充実などの効果的なPRとわかりやすい観光案内版の設置・観光ボランティアの育成などに努めます。

6 観光施設の整備

まちかど「蔵」、小町の里、キララ館などの機能向上や歴史的建造物の景観整備を推進するとともに、国民宿舎「水郷」の施設整備・充実を図り、観光客の誘致に努めます。

¹クラインガルテン ドイツ語で「小さな庭」を意味する。日本では主に滞在型市民農園のことをいう。

²フィルムコミッション 映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関のこと。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
入込観光客数	1,542,300人	1,600,000人	個別	○	◎	◎
【考え方】観光の振興への取組成果を表す指標です。観光客の満足度の向上、観光消費額の増加等の推進により、3.5%の増加を目標とします。						
宿泊者数	104,500人/年	110,000人/年	個別	○	◎	◎
【考え方】観光の振興への取組成果を表す指標です。平成17年度の実績を基に、日帰り観光客（92.7%）と宿泊観光客数（7.3%）の構成割合を維持することを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
観光施策の推進	・観光基本計画に基づく各種施策の推進
観光資源の活用	・地域資源を生かしたまちづくり事業 ・観光ルートの設定
観光情報の提供	・観光パンフレットの作成 ・ホームページの充実
全国花火競技大会事業	・花火競技大会の充実
観光施設の整備	・各種観光施設の維持管理

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



小町の里



帆曳船

第8項

安心して働くことのできる環境の整備

現状と課題

- 勤労青少年ホームやレストハウス「水郷」、土浦市勤労者総合福祉センター(ワークヒル土浦)を拠点に、勤労者福祉を進めています。
- 勤労者福祉の向上は、勤労者自身だけでなく、安定した雇用の確保と地域社会の発展に大きく寄与するものであり、その推進が必要とされています。
- 高齢者等の雇用安定に向け、関係機関との連携を図りながら、企業に対する雇用確保を措置する制度の導入について、周知啓発を図ることが求められています。
- 公共職業安定所との連携を密にしながら、求職者のニーズにあった求人情報を提供することにより、再就職の促進や雇用の安定確保を図る必要があります。

公共職業安定所の職業紹介状況

(各年3月31日現在)

年	区分	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
15		7,361	4,747	0.64
16		6,894	5,242	0.76
17		6,277	6,306	1.00
18		6,007	6,956	1.16
19		5,898	7,314	1.24

資料：土浦公共職業安定所

施策の体系

安心して働くことのできる環境の整備

- 1 勤労者福祉施設の充実
- 2 勤労者福利厚生 of 充実

施策の内容

1 勤労者福祉施設の充実

勤労青少年ホームやレストハウス「水郷」、土浦市勤労者総合福祉センター(ワークヒル土浦)の利用促進を図ります。

2 勤労者福利厚生 of 充実

中小企業労働者共済会貸付制度の充実を図るとともに、中小企業退職金共済制度への加入促進を図り、中小企業の従業員福祉の向上と雇用の安定を図ります。

多岐・複雑化する雇用問題に対応するため、勤労者や事業主のニーズに合わせた労働問題懇談会等を開催し、雇用環境の改善に努めます。

健康で働く意欲のある団塊世代や高齢者の就業を推進するため、企業との連携を強化しながら雇用の促進に努めます。

主要事業

事業名	事業の概要
勤労者福祉施設の充実	・ワークヒル土浦の適正管理と利用促進

施策を推進する主な所管部署

○商工観光課



ワークヒル土浦